Z_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0390
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0428

Z_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0383
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0420

AA_n　昭和56年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の10パーセントを出資する財源に充てるため平成ｎ年度において発行について同意又は許可を得た地方債の額に相当する額

$AB_{12}=0.0300$

$AB_{13}=0.0318$

$AB_{14}=0.0212$

$AB_{15}=0.0239$

$AB_{16}=0.0243$

AB_{17}　ア　平成17年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成17年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

AB_{18}　ア　平成18年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成18年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0293

AB_{19}　ア　平成19年度市場公募都市に係るもの　0.0239
　　イ　平成19年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

AB_{20}　ア　平成20年度市場公募都市に係るもの　0.0243
　　イ　平成20年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

AB_{21}　ア　平成21年度市場公募都市に係るもの　0.0234
　　イ　平成21年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257

AB_{22}　ア　平成22年度市場公募都市に係るもの　0.0230
　　イ　平成22年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

第十二条第五項の表市町村の項第五号算式中「533円」を「531円」に改め、同号算式の符号中「$D_{15}=0.0164$」を「$D_{15}=0.0162$」に改め、同項第六号算式を次のように改める。

算式

$$\frac{\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times D_n)\}\times\alpha\times 0.42+\sum_{n=14}^{27}(C_n\times D_n)\times\alpha\times 0.37+\{B+\sum_{n=12}^{13}(C_n\times E_n)\}\times(1-\alpha)\times\beta+\sum_{n=14}^{17}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\gamma+\sum_{n=18}^{27}(C_n\times E_n)\times(1-\alpha)\times\delta+F\times 0.5+G\times 0.55+H+I+\sum_{n=12}^{27}(J_n\times K_n)+\sum_{n=16}^{17}(L_n\times M_n)}{94円\times A}+\sum_{n=12}^{14}(N_n\times O_n)+\sum_{n=12}^{27}(P_n\times Q_n)+\sum_{n=12}^{27}(R_n\times S_n)+\sum_{n=16}^{27}\{(T_n+U_n)\times V_n\}+\sum_{n=18}^{27}(W_n\times X_n\times\varepsilon_n)+Y_n\times Z_n\times\alpha\times 0.37+Y_n\times AA_n\times(1-\alpha)\times\delta+AB_n\times AC_n+\frac{AD-AE\times 0.5}{}$$

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号Ｂ中「及び平成３年度」を「、平成３年度」に、「相当する額」を「相当する額及び算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった元利償還金」に、「及びY」を「、Y_n、AB_n、AD及びAE」に改め、同号算式の符号C_n中「平成26年度」を「平成27年度」に、「並びに再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債」を「、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債並びに公営企業会計適用債」に、「相当する額」を「相当する額（算式の符号ADの総務大臣が算定して通知した額の基礎となった地方債の額を除く。以下算式の符号J_n、L_n、P_n、T_n、U_n、Y_n及びAB_nにおいて同じ。）」に改め、同号算式の符号中「$D_{16}=0.0587$」を「$D_{16}=0.0585$」に改め、同号算式の符号D_{17}中「0.0530」を「0.0505」に、「0.0645」を「0.0623」に改め、同号算式の符号D_{18}中「0.0531」を「0.0529」に、「0.0649」を「0.0645」に改め、同号算式の符号D_{19}中「0.0534」を「0.0532」に、「0.0673」を「0.0668」に改め、同号算式の符号D_{20}中「0.0539」を「0.0537」に、「0.0593」を「0.0590」に改め、同号算式の符号D_{21}中「0.0523」を「0.0520」に、「0.0570」を「0.0567」に改め、同号算式の符号D_{22}中「0.0286」を「0.0508」に、「0.0337」を「0.0558」に改め、同号算式の符号D_{23}中「0.0270」を「0.0269」に、「0.0320」を「0.0318」に改め、同号算式の符号D_{24}中「0.0121」を「0.0255」に、「0.0117」を「0.0308」に改め、同号算式の符号D_{26}の次に次のように加える。

D_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0040
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0037

第十二条第五項の表市町村の項第六号算式の符号中「$E_{16}=0.0587$」を「$E_{16}=0.0585$」に改め、同号算式の符号E_{17}中「0.0530」を「0.0505」に、「0.0645」を「0.0623」に改め、同号算式の符号E_{18}中「0.0531」を「0.0529」に、「0.0649」を「0.0645」に改め、同号算式の符号E_{19}中「0.0534」を「0.0532」に、「0.0673」を「0.0668」に改め、同号算式の符号E_{20}中「0.0539」を「0.0537」に、「0.0593」を「0.0590」に改め、同号算式の符号E_{21}中「0.0523」を「0.0520」に、「0.0570」を「0.0567」に改め、同号算式の符号E_{22}中「0.0286」を「0.0508」に、「0.0337」を「0.0558」に改め、同号算式の符号E_{23}中「0.0270」を「0.0269」に、「0.0320」を「0.0318」に、同号算式の符号E_{24}中「0.0121」を「0.0255」に、「0.0117」を「0.0308」に改め、同号算式の符号E_{26}の次に次のように加える。

E_{27}　ア　平成27年度市場公募都市に係るもの　0.0040
　　イ　平成27年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0037